

平成20年度『連合・愛のキャンパ』助成 - 応募条件・要領について

活動内容	<p>新たに始める、地域における「ふれあい・助け合い活動」 特に、高齢者・子ども・しょうがい児(者)を含めた地域ぐるみの支え合い活動 例：地域の居場所づくり/高齢者・しょうがい児(者)自立支援/子育て支援、等々 既存の継続活動は対象外。また特殊事案の専門的研究、趣味・娯楽・教養サークルに類するものも対象にならないことがあります。</p>
対象活動期間	<p>平成19年12月1日以降に新たに立ち上がった団体、または既存の団体であっても、従来の活動に加えて新たに開始した事業。 平成20年12月末までに具体的に活動が開始できることが、これまでの動きから客観的にも見込まれる場合には、応募時点で準備段階でも可。 (プランのみでは不可・念のため)</p>
対象者の要件	<p>市民互助型・草の根型市民団体/グループに限定 非営利活動を主たる目的とする任意団体、NPO 団体、グループ、サークルなど。 社会福祉協議会ほか中間支援団体への直接の助成は致しません。 なお、有限会社、株式会社のほか、単独の個人活動等も対象外とします。</p>
使途条件	<p>運営費(一般管理費)・事業費 いずれも可 備品購入・賃借料・通信費・会議費(飲食費含まず)等、「一般管理費」および「事業費」の、いずれも可 借入金返済、大型施設建築資金の一部充当等は対象外</p>
支援金額	<p>上限15万円まで(33団体を目途に助成)</p>
注意	<p>新規事業の立ち上げ、または、新たな団体立ち上げのための準備資金に限定 既存の任意団体がNPO法人格を取得したという理由だけでは不可。 継続的・持続的な活動が期待されるものであること 一過性・単発的な企画(イベント企画等)は対象となりません。 前年度にこの助成を受けていないこと より多くの方々に支援の機会を広げるため、連続年度での助成は原則として行っておりません。</p>
締め切り	<p>平成20年11月20日(木)必着 (郵送のこと)</p>
応募の際に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申込書(添付書式、あるいは同書式内容が全て記されたものに限る) 2. 団体(グループ)の事業全体についての予算書・決算書 3. 活動報告書(会報など活動内容が具体的に示された紹介資料) 4. 設立趣意書
選考と通知	<p>選考結果は平成20年12月末を目途に文書の郵送をもって通知</p>

この助成金は、全国の組合員の方々に、市民団体の活動を知っていただくこと、また組合員の方々に地域で活動していただくきっかけづくりとなることを願って創設されたものです。

助成を受けた団体・グループは実際にどんな活動に充当したのか、使途内容と収支を含め、後日(年度内=平成21年3月末までに)ご報告いただくこととなります。
 (助成決定通知の際に要領・期限等についてお知らせします)

年々、応募団体が増えています。書類等が不備、不足の場合には審査対象とならないことがあります。上記応募要領に沿って書類が全て揃っているどうかよくご確認の上、提出下さい。